資料1-1

〇公道を走行する自動車

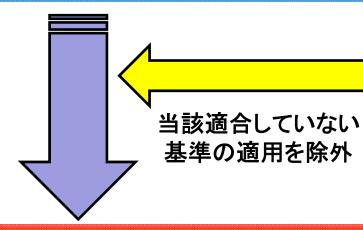
→安全性の確保及び環境の保全のために定められた基準(保安基準)を遵守

〇技術開発促進等のための特例

→国土交通大臣が必要な制限を附すことで基準の一部を適用除外=<u>大臣認定制度</u>

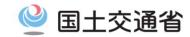
◆ 大臣認定制度(道路運送車両の保安基準第56条第4項)

保安基準に一部適合していないために 公道走行ができない 試作自動車又は試験自動車



国土交通大臣が、構造又は装置について、 道路運送車両の保安基準第2章 (自動車の保安基準)に定める基準の 改善に資するため必要がある場合に認定

保安基準に適合する自動車として、 公道走行試験が可能に ※認定にあたっては、その運行のため必要な制限(試験 運行期間等)を附すことで、安全性の確保及び環境の保 全を図る。



大臣認定制度のフロー

申請



申請目的の確認

提出書類及び現車による基準適 合性の確認・審査

安全・環境のために必要な制限の決定



認定

大臣認定はあくまで特例制度であることから、 認定の目的・必要性を確認する。

新技術に係る構造・装置を書類及び現車で確認し、また、適用される保安基準への適 合性を確認する。

一部の保安基準の適用を除外しても安全・ 環境に悪影響がでないよう、必要な制限事 項を決定する。

その他決裁等の手続きを含め、全体で1~2ヶ月で認定を実施。

【参考】Special Plate について

- ・カリフォルニア州では、自動車メーカー等は、申請により special plate と呼ばれるプレートの発行を受け、それを用いて公道を走行することができる。
- ・Special plate は、あくまで基準に適合している自動車の公道走行に関する制度であり、基準に適合していない自動車を取り扱う大臣認定制度とは比較になじむものではない。
- ・日本でも、Special Plate と同様の制度が設けられている(臨時運行許可)。